

栃木県日光市立東中学校同窓会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、日光市立東中学校同窓会と称する

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の親睦と、理解を高め、母校と連携を密にしながら、その発展に寄与する事を目的とする

(事 務 局)

第3条 この会の事務局は、日光市七里1020番地、日光市立東中学校内に置く

第2章 会 員

(会 員)

第4条 この会は、以下の会員をもって組織する

- 1 通常会員 本校の卒業生
- 2 特別会員 本校の現職員
- 3 協賛会員 本会の趣旨に協賛した会員
- 4 賛助会員 卒業生以外で、かつて本校に在学した者のうち、この会の趣旨に賛同した者で、役員会の承認を経た会員

第3章 役 員

(役員 of 名称)

第5条 この会に、以下の役員を置く

- 1 顧 問 1名
- 2 会 長 1名
- 3 副会長 2名
- 4 庶 務 若干名 (学校担当者)
- 5 会 計 2名 (学校担当者1名)
- 6 監 事 2名

(役員 of 任務)

第6条 役員 of 任務は、以下のとおりとする

- 1 会長は、会務を総括する
- 2 副会長は、会長を助け会長 of 事故ある時は、これを代理する
- 3 顧問は、会長 of 諮問に応じ、会務において意見を述べる
- 4 庶務は、すべての事務を、担当する
- 5 会計は、会計事務を担当する
- 6 監事は、会計及び事業 of 監査をする

(役員 of 選出)

第7条 役員は、以下の方法で選出する

- 1 会長、副会長、庶務、会計、監事は、会員の中から推薦し、役員会において承認を得る
- 2 顧問は、会員または会員以外から、会長が委嘱する

(役員任期)

第8条 役員任期は、すべて2年とする、ただし再選を妨げない

(役員補充)

第9条 役員の中に欠員が生じた時は、補充する、ただし任期は前任者の残任期間とする

(理事)

第10条 理事の選出と任務は、以下の通りとする

- 1 役員とは別に理事は、卒業年度会員の推薦する男女1名を各クラスごとに会長が委嘱する
- 2 理事は、会員を把握し会長に意見を述べる
- 3 会長は、必要に応じて理事を招集し、理事会を開催する

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 会議は、役員会とする

(総会)

- 第12条 役員会をもって総会とする、役員会は年1回開き、会計及び事業報告をする
ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる
- 2 会長が招集し、議長は出席会員の中から選出する
 - 3 役員過半数の要求があれば、開かなければならない

(役員会)

第13条 役員会は、決議機関とし、随時必要に応じて開催する

(決議)

- 第14条 会議の決定は、出席者の過半数とする
ただし、賛否同数の場合は、議長の決するところとする

(緊急事務の処理)

第15条 緊急を要する事項は、会長が処理し、役員会の承認を得るものとする

第5章 事業

(事業)

第16条 この会の目的を達成するために、以下の事業を行う

- 1 母校の発展に寄与する事業及びこの会の目的を達成するために必要な事項

第6章 会計

(経費)

第17条 この会の経費は、維持費、寄付金、事業収入、利子、及びその他の収入をもってこれに充てる

- 2 金銭は、すべて同窓会の名義をもって、預金するものとする

(維持費)

第18条 通常会員は、入会に際し維持費として、700円を納入する

- 2 協賛会員、賛助会員は、随時700円を納入する

(会計及び事業年度)

第19条 この会の会計、事業年度は、その年度の4月1日から翌年3月31日までとする

第7章 附則

(会則の変更)

第20条 この会則の改正は、原則として役員会の決議による

(施行の期日)

第21条 この会則は、昭和38年11月3日から施行する

- 2 この会則は、昭和50年8月10日から一部改正し施行する
- 3 この会則は、昭和54年8月12日から一部改正し施行する
- 4 この会則は、昭和55年8月17日から一部改正し施行する
- 5 この会則は、昭和61年4月5日から一部改正し施行する
- 6 この会則は、平成10年11月1日から一部改正し施行する
- 7 この会則は、平成14年4月6日から一部改正し施行する
- 8 この会則は、令和4年11月17日から一部改正し施行する